

大館市社会福祉協議会指定訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護サービス 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護・要支援状態にある方に対し、適正な訪問入浴介護を提供することにより要介護・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 事業所の概要・提供できるサービスの地域

事業所名	大館市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所
指定番号	0 5 7 0 4 0 4 3 6 8
所在地	大館市池内字大出 1 3 5 番地
管理者の氏名	富 樫 千 亜 紀
電話番号	0 1 8 6 - 4 9 - 2 5 8 6
F A X 番号	0 1 8 6 - 4 3 - 4 0 5 5
サービスを提供する地域	大館市

(2) 事業所の従業者体制

職 種	職務の内容	常 勤	合 計
管理者	業務の一元的な管理	1 名（兼務）	8 名 以上
〔訪問入浴介護従業者〕 看護師又は准看護師 介護職員	訪問入浴介護の提供	2 名以上（兼務） 6 名以上（兼務）	
事務員	事務全般	1 名以上（兼務）	1 名以上

(3) 訪問時間

訪 問 日	訪 問 時 間
月曜日～金曜日	9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分

3. サービスの内容

利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。なお、訪問時、本人の希望や体調等の理由により、清拭又は部分浴を行う場合があります。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

☐ 介護報酬告示額

(1) 基本料金

区 分	サービス内容	サービス利用料金	利用者負担金額		
			1割	2割	3割
訪問入浴介護	入浴1回当たり	12,660円	1,266円	2,532円	3,798円
	清拭、又は部分浴 1回当たり	11,394円	1,139円	2,278円	3,417円
介護予防 訪問入浴介護	入浴1回当たり	8,560円	856円	1,712円	2,568円
	清拭、又は部分浴 1回当たり	7,704円	770円	1,540円	2,310円

(2) 加算料金等

○訪問入浴介護サービスの利用負担金額に介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）9.4%乗じた金額が加算になります。

○初回の訪問入浴介護を実施した日に200単位加算されます。

☐ その他の費用

交通費

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道30km以上の場合

10kmにつき 100円

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- ③従業員に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ④感染予防対策の強化に努めます。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、居宅介護支援事業所、関係医療機関などへの連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、損害賠償責任を減じさせていただきます。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

10. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

11. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12. 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

13. 感染症予防やまん延防止について

事業者は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るために、委員会の開催又は参加指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組みます。

14. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

15. 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価は実施しておりません。

16. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者 : 富 樫 千 亜 紀

ご利用時間 月～金曜日 : 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話番号 : 0186-49-2586

※下記においても、苦情申し出ができます。

大館市福祉部長寿課介護保険担当

電話番号 : 0186-43-7055

受付時間 : 8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

秋田県国民健康保険団体連合会・介護保険苦情窓口

電話番号 : 018-883-1550

受付時間 : 9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

17. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。

令和 年 月 日

指定訪問入浴介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 大館市池内字大出135番地

事業所名 大館市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所

指定番号 (0570404368)

管理者名 富 樫 千 亜 紀

説明者職氏名 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問入浴介護サービスについて重要事項の説明を受け、当該サービスの提供の開始に同意しました。

<利用者>

住 所 大館市

氏 名

印

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所

氏 名

印

（続柄 ）